

短期財政の健全化にご協力を！

● 平成25年度 1件当たりの医療費について

組合員で全国ワースト6位、被扶養者は全国ワースト3位

本組合の1件当たりの医療費は、平成25年度において組合員が全国6位、被扶養者全国3位で、前年より増加し全国的に見ても上位となっています。

医療機関を次々と変更して受診する「はしご受診」は、その都度初診料が生じることとなり医療費の無駄が生じます。

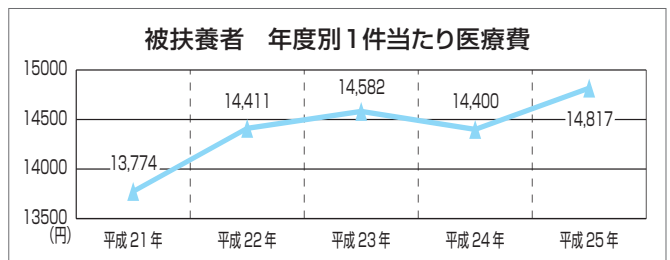
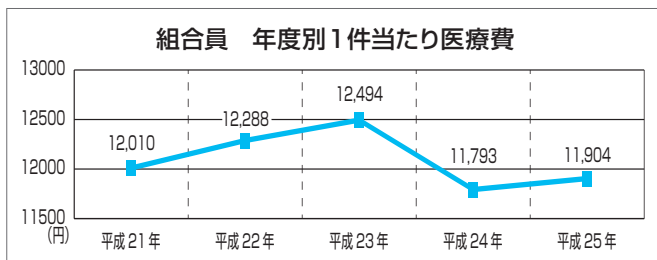
また夜間や休日に安易に救急指定医療機関で受診されると、緊急を要する重症患者への対応が遅れたり、本当に必要なときに受診できなくなることにもなりかねません。急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診するようにしましょう。

組合員や被扶養者の皆さんには健康管理に十分気をつけていただき、適正受診で医療費の節約に、ご協力をお願いいたします。

共済組合では、**相談料・通話料無料の電話健康相談（☎0120-031-199）**等を実施しておりますので、是非ともご活用ください。

1件当たり医療費 全国上位8位と下位

区分 順位	組合員	被扶養者
1	北海道 13,713円	沖縄県 15,077円
2	大分県 12,297円	北海道 14,932円
3	石川県 12,227円	奈良県 14,817円
4	福井県 12,211円	石川県 14,591円
5	富山県 11,924円	高知県 14,400円
6	奈良県 11,904円	富山県 14,015円
7	青森県 11,901円	島根県 13,919円
8	福岡県 11,869円	徳島県 13,857円
~~~~~		
47	神奈川県 10,100円	三重県 11,365円
平均	11,045円	12,830円



## 柔整・鍼灸・マッサージの施術において

### ■ 組合員証等を使えるのはどんなとき？

柔道整復師・ 接骨院・整骨院	・挫傷、打撲、捻挫（いわゆる肉離れを含む）などです。 ・骨折、脱臼については、緊急の場合を除き、予め、医師の同意を得る必要があります。
鍼灸	・神経痛、リウマチ、 <small>けいわんしやうこうぐん</small> 頸腕症候群、 <small>けいついねんごこういしやう</small> 五十肩、頸椎捻挫後遺症などです。
マッサージ	・筋肉の <small>まひ</small> 麻痺、 <small>こうしやく</small> 関節の拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例です。

### ■ 治療を受けるときの注意点は？

- 保険医療機関（病院、診療所など）で、同じ負傷等の治療中は保険の対象にはなりません。
- 医師の同意を得ない治療は、保険の対象にはなりません。（マッサージの場合、医師の発行した同意書又は診断書が必要です）
- 疲労回復、疾病予防のための施術は、保険の対象にはなりません。

本組合では、医療費増高対策の一環として柔整・鍼灸・マッサージ等の受診者の方（組合員、被扶養者）に対し、所属所共済事務担当課を通じて、文書により施術内容の調査（照会）を行っておりますので、期日までに回答くださいますようお願いいたします。  
※なお、この調査は、受診の実態を把握するものであり、受診を制限するものではありません。